

犯罪収益移転防止法関係 参考資料

犯罪収益移転防止法上の特定事業者一覧

(法制定当初の 43 事業者／法第 2 条第 2 項／平成 20 年 3 月現在)

○金融機関等（法第 2 条第 2 項第 1 号～第 33 号）

銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、
農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、
株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、
保険会社、外国保険会社等、少額短期保険業者、共済水産業協同組合連合会、
金融商品取引業者、証券金融会社、特例業務届出者、信託会社、自己信託会社、
不動産特定共同事業者、無尽会社、貸金業者、短資業者、資金移動業者、
商品先物取引業者、振替機関、口座管理機関、電子債権記録機関、
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、両替業者

○ファイナンスリース事業者（第 34 号）

○クレジットカード事業者（第 35 号）

○宅地建物取引業者（第 36 号）

○宝石・貴金属等取扱事業者（第 37 号）

○郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者（第 38 号）

○弁護士・弁護士法人（第 39 号）

○司法書士・司法書士法人（第 40 号）

○行政書士・行政書士法人（第 41 号）

○公認会計士・監査法人（第 42 号）

○税理士・税理士法人（第 43 号）